

## 〇〇〇自主防災会資機材管理運営規程（モデル）

### （目的）

第1条 この規程は、〇〇〇自主防災会が防災活動の推進に資するために整備する防災用資機材等（以下「資機材」という。）の管理について、必要な事項を定める。

### （管理者及び副管理者）

第2条 資機材の管理者は、会長とする。

2 副管理者は、副会長とする。

### （管理内容）

第3条 管理者は、資機材の管理及び維持のために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 定期的な清掃及び点検
- (2) 資機材維持のための補修
- (3) その他資機材の管理及び維持のために必要な事業

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときは、その職務を行う。

### （使用方法）

第4条 資機材を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用する前にあらかじめ管理者の承認を得なければならない。

2 使用者は、資機材の使用後に、資機材の清掃及び点検を行わなければならない。

### （使用の不承認）

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認してはならない。

- (1) 公安又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 資機材を破損するおそれがあるとき。
- (3) 資機材の管理上、支障があるとき。
- (4) その他管理者が不相当と認めたとき。

### （損害賠償の義務）

第6条 使用者は、資機材を破損又は滅失したときは、これを現状に修復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めた場合は、その全部又は一部を免除することができる。

### （細則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

### 附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。